

令和3年2月12日

令和3年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和2年9月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和2年10月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和2年11月分）
- 報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和2年12月分）
- 報告第5号 定期監査の結果について
- 報告第6号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合会計年度任用職員
の給与等に関する条例の一部改正）
- 議案第1号 令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
（第1回）
- 議案第2号 令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和2年9月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年10月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和2年9月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和2年10月21日～令和2年10月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和2年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年11月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和2年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和2年11月20日～令和2年11月24日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和2年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和2年12月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和2年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和2年12月21日～令和2年12月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和2年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年1月25日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和2年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和3年1月21日～令和3年1月25日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和2年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年1月25日

道央廃棄物処理組合議会議長 佐々木 雅 宏 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高 山 和 己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

令和2年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和2年12月2日から令和2年12月28日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和2年度4月から10月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年2月12日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専決処分書(写)

専決処分第4号

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年2月19日条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第 1 回)

令和 2 年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊 1 のとおりとする。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

令和 3 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

令和 3 年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊 2 のとおりとする。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任について

次の者を道央廃棄物処理組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年2月12日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

住 所 北広島市松葉町6丁目2番地K棟902号室

氏 名 たちばな 橘 あつのり 功記

生年月日 昭和38年7月3日

（提案理由）

橘 功記委員の任期満了（令和3年4月10日）に伴い、引き続き選任するものです。

令和3年
道央廃棄物処理組合議会第1回定例会

令和2年度 一般会計補正予算書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	令和2年度 道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書	
	総 括	4
	歳 入	5
	歳 出	7

令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）

令和2年度道央廃棄物処理組合の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,443千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 460,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		132,318	△11,452	120,866
	1 負担金	132,318	△11,452	120,866
3 繰越金		500	4,009	4,509
	1 繰越金	500	4,009	4,509
歳入合計		468,419	△7,443	460,976

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		32,971	△7,430	25,541
	1 総務管理費	32,690	△7,430	25,260
4 公債費		21	△13	8
	1 公債費	21	△13	8
歳出合計		468,419	△7,443	460,976

歲入歲出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	132,318	△11,452	120,866
3 繰越金	500	4,009	4,509
歳入合計	468,419	△7,443	460,976

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道 支出金	地方債	その他	
2 総務費	32,971	△7,430	25,541				△7,430
4 公債費	21	△13	8				△13
歳出合計	468,419	△7,443	460,976				△7,443

2 歳 入

款		補正前の額	補 正 額	計
項				
目				
1	分担金及び負担金	132,318	△11,452	120,866
1	負担金	132,318	△11,452	120,866
1	市町負担金	132,318	△11,452	120,866
3	繰越金	500	4,009	4,509
1	繰越金	500	4,009	4,509
1	繰越金	500	4,009	4,509
歳 入 合 計		468,419	△7,443	460,976

(補正額)

補正後

(単位：千円)

節		説 明																																
区 分	金 額																																	
1 市町負担金	(<u>△11,452</u>) 120,866	既定より 11,452千円減 市町負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千 歳 市</td> <td>30,839</td> <td>△5,127</td> <td>25,712</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>18,600</td> <td>△3,484</td> <td>15,116</td> </tr> <tr> <td>南 幌 町</td> <td>3,597</td> <td>△658</td> <td>2,939</td> </tr> <tr> <td>由 仁 町</td> <td>15,530</td> <td>△557</td> <td>14,973</td> </tr> <tr> <td>長 沼 町</td> <td>18,090</td> <td>△792</td> <td>17,298</td> </tr> <tr> <td>栗 山 町</td> <td>45,662</td> <td>△834</td> <td>44,828</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>132,318</td> <td>△11,452</td> <td>120,866</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	補正前の額	補正額	計	千 歳 市	30,839	△5,127	25,712	北広島市	18,600	△3,484	15,116	南 幌 町	3,597	△658	2,939	由 仁 町	15,530	△557	14,973	長 沼 町	18,090	△792	17,298	栗 山 町	45,662	△834	44,828	計	132,318	△11,452	120,866
市町名	補正前の額	補正額	計																															
千 歳 市	30,839	△5,127	25,712																															
北広島市	18,600	△3,484	15,116																															
南 幌 町	3,597	△658	2,939																															
由 仁 町	15,530	△557	14,973																															
長 沼 町	18,090	△792	17,298																															
栗 山 町	45,662	△834	44,828																															
計	132,318	△11,452	120,866																															
1 前年度繰越金	(<u>4,009</u>) 4,509	既定に 4,009千円追加 前年度繰越金 4,009																																

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	32,971	△7,430	25,541			
1 総務管理費	32,690	△7,430	25,260			
1 一般管理費	32,640	△7,430	25,210			
4 公債費	21	△13	8			
1 公債費	21	△13	8			
1 利子	21	△13	8			
歳 出 合 計	468,419	△7,443	460,976	0	0	0

(補正額)

補正後

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区 分	金 額		
一般財源				
△7,430				
△7,430				
△7,430	9 旅費	(△715) 408	既定より 7,430千円減 事務局運営経費	△7,430
	12 役務費	(△415) 2,206	特別旅費 事務所移転経費	△715 △415
	19 負担金、補助 及び交付金	(△6,300) 17,672	派遣職員給与等負担金 事務所維持管理負担金	△6,100 △200
△13				
△13				
△13		(△13) 8	既定より 13千円減 焼却施設建設事業費 償還金、利子及び割引料	△13 △13
△7,443				

令和 3 年度

一般会計予算書及び予算説明書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	道央廃棄物処理組合一般会計予算	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 債務負担行為	3
	第3表 地方債	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書	
	総括	6
	歳入	8
	歳出	12
	給与費明細書	16
	債務負担行為に関する調書	22
	地方債に関する調書	22

一 般 会 計 予 算

令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算

令和3年度道央廃棄物処理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,016,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		516,332
	1 負担金	516,332
2 国庫支出金		664,322
	1 国庫補助金	664,322
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		6
	1 預金利子	1
	2 雑入	5
5 組合債		835,200
	1 組合債	835,200
歳 入 合 計		2,016,360

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		548
	1 議会費	548
2 総務費		30,385
	1 総務管理費	30,104
	2 監査委員費	281
3 衛生費		1,984,734
	1 清掃費	1,984,734
4 公債費		193
	1 公債費	193
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		2,016,360

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設建設事業	令和3年度から 令和6年度まで	120,000

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
焼却施設建設事業	835,200	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置き期間を含め3 0年以内に借入先 が定める償還年次 表により償還す る。 ただし、組合財 政の都合により償 還年限の変更、繰 上償還又は低利債 に借換することが できる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	516,332	132,318	384,014
2 国庫支出金	664,322	135,296	529,026
3 繰越金	500	500	0
4 諸収入	6	5	1
5 組合債	835,200	200,300	634,900
歳入合計	2,016,360	468,419	1,547,941

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国道 支出金	地方債	その他	
1 議会費	548	543	5				548
2 総務費	30,385	32,971	△ 2,586			6	30,379
3 衛生費	1,984,734	434,384	1,550,350	664,322	835,200		485,212
4 公債費	193	21	172				193
5 予備費	500	500	0				500
歳出 合計	2,016,360	468,419	1,547,941	664,322	835,200	6	516,832

入 歳

2 歳 入

款		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
項				
目				
1	分担金及び負担金	516,332	132,318	384,014
1	負担金	516,332	132,318	384,014
1	1 市町負担金	516,332	132,318	384,014
2	国庫支出金	664,322	135,296	529,026
1	国庫補助金	664,322	135,296	529,026
1	1 衛生費補助金	664,322	135,296	529,026
3	繰越金	500	500	0
1	繰越金	500	500	0
1	1 繰越金	500	500	0
4	諸収入	6	5	1
1	預金利子	1	1	0
1	1 預金利子	1	1	0
2	雑入	5	4	1
1	1 雑入	5	4	1
5	組合債	835,200	200,300	634,900
1	組合債	835,200	200,300	634,900
1	1 衛生債	835,200	200,300	634,900
歳 入 合 計		2,016,360	468,419	1,547,941

(単位：千円)

節		説明																																			
区分	金額																																				
1 市町負担金	516,332	市町負担金																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳市</td> <td>114,212</td> <td>30,839</td> <td>83,373</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>62,765</td> <td>18,600</td> <td>44,165</td> </tr> <tr> <td>南幌町</td> <td>12,275</td> <td>3,597</td> <td>8,678</td> </tr> <tr> <td>由仁町</td> <td>62,740</td> <td>15,530</td> <td>47,210</td> </tr> <tr> <td>長沼町</td> <td>71,751</td> <td>18,090</td> <td>53,661</td> </tr> <tr> <td>栗山町</td> <td>192,589</td> <td>45,662</td> <td>146,927</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>516,332</td> <td>132,318</td> <td>384,014</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較	千歳市	114,212	30,839	83,373	北広島市	62,765	18,600	44,165	南幌町	12,275	3,597	8,678	由仁町	62,740	15,530	47,210	長沼町	71,751	18,090	53,661	栗山町	192,589	45,662	146,927	計	516,332	132,318	384,014
市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較																																		
千歳市	114,212	30,839	83,373																																		
北広島市	62,765	18,600	44,165																																		
南幌町	12,275	3,597	8,678																																		
由仁町	62,740	15,530	47,210																																		
長沼町	71,751	18,090	53,661																																		
栗山町	192,589	45,662	146,927																																		
計	516,332	132,318	384,014																																		
1 衛生費補助金	664,322	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金		664,322																																	
1 前年度繰越金	500	前年度繰越金		500																																	
1 預金利子	1	預金利子		1																																	
1 雇用保険掛金収入	5	雇用保険被保険者掛金		5																																	
1 焼却施設建設事業債	835,200	焼却施設 一般廃棄物処理事業		835,200																																	

歲 出

3 歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
1 議会費	548	543	5			
1 議会費	548	543	5			
1 議会費	548	543	5			
2 総務費	30,385	32,971	△ 2,586			6
1 総務管理費	30,104	32,690	△ 2,586			6
1 一般管理費	30,054	32,640	△ 2,586			6

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区	分		
一般財源				
548				
548				
548	1	報酬	300	議会運営経費 548 議員報酬 300
	4	共済費	104	議員公務災害補償等組合負担金 104 議員費用弁償 144
	8	旅費	144	
30,379				
30,098				
30,048	1	報酬	1,353	職員雇用経費 2,040 会計年度任用職員報酬 1,353
	3	職員手当等	260	会計年度任用職員手当等 260
	4	共済費	305	会計年度任用職員共済費 305 会計年度任用職員費用弁償 112 会計年度任用職員健康診断 10
	8	旅費	1,121	事務局運営経費 26,979
	9	交際費	100	職員旅費 1,009 管理者交際費 100
	10	需用費	1,311	消耗品費 376 燃料費 110
	11	役務費	1,970	コピー料 583 食糧費 66
	12	委託料	303	通信運搬費等 924 ホームページデータ移行経費 99
	13	使用料及び 賃借料	1,661	自動車保険料 78 地方公会計財務書類作成委託料 303
	18	負担金、補助 及び交付金	21,670	事務用機器リース料 491 車両リース料 675 視察・研修バス借上料等 495 会議・研修等負担金 134 派遣職員給与等負担金 20,729 事務所維持管理経費負担金 807
				広報作成配布経費 1,035 消耗品費 176 広報折込、配布手数料 859

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 公平委員会費	50	50	0			
2 監査委員費	281	281	0			
1 監査委員費	281	281	0			
3 衛生費	1,984,734	434,384	1,550,350	664,322	835,200	
1 清掃費	1,984,734	434,384	1,550,350	664,322	835,200	
1 廃棄物焼却 処理経費	1,984,734	434,384	1,550,350	664,322	835,200	
4 公債費	193	21	172			
1 公債費	193	21	172			
1 利子	193	21	172			
5 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
歳 出 合 計	2,016,360	468,398	1,547,941	664,322	835,200	6

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区 分	金 額		
一般財源				
50	1 報酬	30	公平委員会運営経費	50
			委員報酬 (3人)	30
	4 共済費	8	北海道市町村総合事務組合負担金	8
			費用弁償	12
	8 旅費	12		
281				
281	1 報酬	170	監査事務経費	281
			委員報酬 (2人)	170
	4 共済費	5	北海道市町村総合事務組合負担金	5
			費用弁償	96
	8 旅費	96	会議・研修等負担金	10
	18 負担金、補助 及び交付金	10		
485, 212				
485, 212				
485, 212	8 旅費	479	廃棄物焼却処理業務経費	5, 390
			ごみ処理広域化基本計画策定委託料	5, 390
	10 需用費	167	焼却処理施設事業費	1, 979, 344
	12 委託料	21, 945	職員旅費	479
			消耗品費	167
	13 使用料及び 賃借料	27	施工監理委託料	10, 142
			電気主任技術者委託料	154
	14 工事請負費	1, 962, 116	管理運営方法調査検討委託料	6, 259
			高速道路使用料	27
			工事請負費	1, 962, 116
193				
193				
193	22 償還金、利子 及び割引料	193	起債償還金利子	193
			起債償還金利子	193
500				
500				
500			予備費	500
			予備費	500
516, 832				

給 与 費

1 特別職

区 分		給			
		職員数 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率(月分)
本年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	200		
	計	20	500		
前年度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	200		
	計	20	500		
比 較	長等				
	議員	0	0		
	その他の特別職	0	0		
	計	0	0		

- 備考
- 1 長等は、管理者、副管理者をいう。
 - 2 その他の特別職欄には、地方公務員法第3条第3項第1号の議会の選挙、(監査委員2名、公平委員会委員3名)

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	1	1,353		372
前 年 度	1	1,353		283
比 較	0	0		89

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度				112	
	前年度				136	
	比 較				△ 24	

明 細 書

与 費		計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)				
		300	104	404	
		200	13	213	
		500	117	617	
		300	104	404	
		200	13	213	
		500	117	617	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	

議決及び同意を必要とする委員に限定した。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
1,725	305	2,030	
1,636	287	1,923	
89	18	107	

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	260					372
	147					283
	113					89

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度			
前 年 度			
比 較			

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度					
	前年度					
	比 較					

備考 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与	
		報 酬 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	1	1,353	372
前 年 度	1	1,353	283
比 較	0	0	89

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度				112	
	前年度				136	
	比 較				△ 24	

備考 この表は、報酬をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	

寒冷地手当	期末勤勉手当	児童手当	時間外勤務手当	宿日直手当	退職手当	合 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

弁に係る職員を含む。) で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

費 計	共 済 費	合 計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,725	305	2,030	
1,636	287	1,923	
89	18	107	

寒冷地手当	期末勤勉手当	児童手当	時間外勤務手当	宿日直手当	退職手当	合 計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	260					372
	147					283
	113					89

で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

(2) 給料、報酬及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
報酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	89	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	89		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	計
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			
令和元年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒				
大学卒				

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		
令和元年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職							

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種		
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)			
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				
前 年 度	職 員 数 (A) (人)			
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	号給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
比率 (B) / (A) (%)				

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度					
前年度					
国の制度					

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和 年 月 日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

備考 (3) 給料及び職員手当の状況は、会計年度任用職員以外の職員について記載すること。

債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為の内容			
設定年度	事 項	期 間	限度額
令和元年度	焼却施設建設事業	令和2年度から 令和6年度まで	11,652,147

地方債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高見込額 (A)	令和3年度中増減見込		令和3年度末 現在高見込額 (A) + (B) - (C)
			令和3年度中 起債借入見込額 (B)	令和3年度中 元金償還見込額 (C)	
焼却施設建設 事業債	20,800	221,100	835,200	0	1,056,300

(単位：千円)

実績及び見込み								
債務負担 行為額	令和2年度末までの 支出（見込）額		令和3年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
	期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
11,652,147	令和2年度	434,188	令和3年度 ～ 令和6年度	11,217,959	3,804,002	4,708,900		2,705,057